防衛装備庁公示第１６号
平成２７年１０月１日
一部改正：防衛装備庁公示第２９８号
令和６年１月２９日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
深澤　雅貴

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ　契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ　契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ　企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ　複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ　試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ　過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
1	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲の製造に係る契約	ア	27.10.1	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
2	砲身，９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用の製造に係る契約	ア	27.10.1	砲身，９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	９ｍｍ機関けん銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	９ｍｍ機関けん銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
4	８９式５．５６ｍｍ小銃の製造に係る契約	ア	27.10.1	８９式５．５６ｍｍ小銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
5	水上発射管ＨＯＳ－３０３の製造に係る契約	ア	27.10.1	水上発射管ＨＯＳ－３０３の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
6	７６mm発煙弾発射機の製造に係る契約	ア	27.10.1	７６mm発煙弾発射機の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
7	ＡＨ－１Ｓ整備用部品（国産・２０mm機関砲用）の製造に係る契約	ア	27.10.1	ＡＨ－１Ｓ整備用部品（国産・２０mm機関砲用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	銃身ＡＳＳＹ、７４式車載７．６２mm機関銃の製造に係る契約	ア	28.1.12	銃身ＡＳＳＹ、７４式車載７．６２mm機関銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
9	９６式４０mm自動てき弾銃の製造に係る契約	ア	28.1.29	９６式４０mm自動てき弾銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
１０	砲身，装輪１５５mmりゅう弾砲（試験用）の製造に係る契約	ア	28.11.21	砲身，装輪１５５mmりゅう弾砲の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
１１	砲身ＡＳＳＹ，　８７式自走高射機関砲用の製造に係る契約	ア、イ	28.11.21	砲身ＡＳＳＹ，　８７式自走高射機関砲用の製造に必要となるライセンス実施権をスイス連邦ラインメタルエアディフェンス社から認められていること又は認められる見込みがあること及び武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
１２	７０式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に係る契約	ア	28.11.30	７０式地雷原爆破装置（人員用）（可変型）発射器の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
１３	１０式戦車用部品（復座機ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる１０式戦車用部品（復座機ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
１４	９０式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９０式戦車用部品（戦車砲用）（復座機ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
１５	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（パノラマ眼鏡）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（パノラマ眼鏡）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
１６	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（位置姿勢標定器）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
１７	９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９９式自走１５５ｍｍりゅう弾砲用部品（射撃制御装置）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
１８	９９式自走１５５mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９９式自走１５５mmりゅう弾砲用部品（弾薬トレイＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
１９	９９式自走１５５mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ＡＳＳＹ）の製造に係る契約	キ	28.11.30	契約履行に必要となる９９式自走１５５mmりゅう弾砲用部品（直接照準眼鏡ＡＳＳＹ）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
２０	儀じよう銃	ア	30.5.24	儀じよう銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
２１	カートリッジ・アクチェータ（改）の製造に係る契約	ア	30.8.20	カートリッジ・アクチェータ（改）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
２２	６２口径５インチ砲用砲身の製造に係る契約	ア	30.10.10	６２口径５インチ砲用砲身の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
２３	試験用機関銃（Ⅳ型）の製造に係る契約	ア	1.9.10	試験用機関銃（Ⅳ型）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
２４	２０式５．５６mm小銃の製造に係る契約	ア	2.9.15	２０式５．５６mm小銃の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
２５	礼砲（３インチ）の製造に係る契約	ア	2.12.3	礼砲（３インチ）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
２６	プラスチックソノブイランチコンテナの製造に係る契約	ア	3.10.25	プラスチックソノブイランチコンテナの製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
２７	与圧ソノブイ・ランチャの製造に係る契約	キ	4.11.14	与圧ソノブイ・ランチャの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
２８	第１段階２０式５．５６mm小銃用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.14	第１段階２０式５．５６mm小銃用特殊工具セットの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
２９	第２・３段階２０式５．５６mm小銃用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.14	第２・３段階２０式５．５６mm小銃用特殊工具セットの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３０	１６式機動戦闘車砲塔用特殊工具セット（１０５mm施線砲用）の製造に係る契約	キ	4.11.24	１６式機動戦闘車砲塔用特殊工具セット（１０５mm施線砲用）の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３１	１９式装輪自走１５５mmりゅう弾砲火砲部用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.24	１９式装輪自走１５５mmりゅう弾砲火砲部用特殊工具セットの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３２	１９式装輪自走１５５mmりゅう弾砲車体部用特殊工具セットの製造に係る契約	キ	4.11.24	１９式装輪自走１５５mmりゅう弾砲車体部用特殊工具セットの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
３３	てき弾発射器（２０式５．５６mm小銃用）の製造に係る契約	イ	4.12.12	てき弾発射器（２０式５．５６mm小銃用）の製造に必要となるライセンス実施権をイタリア共和国ファブリカ ダルミ ピエトロ ベレッタ社から認められていること又は認められる見込みがあること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
３４	５３ｃｍ水中発射管ＨＵ－６０６Ｃの製造に係る契約	キ	5.4.13	５３ｃｍ水中発射管ＨＵ－６０６Ｃの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３５	信号発射筒７型改４の製造に係る契約	キ	5.6.30	信号発射筒７型改４の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３６	信号発射筒８型改５の製造に係る契約	キ	5.6.30	信号発射筒８型改５の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
３７	８１mm迫撃砲Ｌ１６用照準具の製造に係る契約	キ	5.6.30	８１mm迫撃砲Ｌ１６用照準具の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
３８	１２０mm迫撃砲ＲＴ用照準具の製造に係る契約	キ	5.6.30	１２０mm迫撃砲ＲＴ用照準具の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
３９	ストア・キャリア模擬装置の製造に係る契約	キ	5.6.30	ストア・キャリア模擬装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
４０	５５式信号けん銃の製造に係る契約	キ	5.7.21	５５式信号けん銃の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
４１	信号けん銃用マウントの製造に係る契約	キ	5.7.21	信号けん銃用マウントの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
４２	ボンブラック　ＢＲＵ－１２／Ａ（　）の製造に係る契約	キ	5.7.21	ボンブラック　ＢＲＵ－１２／Ａ（　）の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
４３	ボンブラック　ＢＲＵ－１５／Ａ（　）の製造に係る契約	キ	5.7.21	ボンブラック　ＢＲＵ－１５／Ａ（　）の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
４４	ボンブラック　ＡＥＲＯ－１Ａ（　）アダプターの製造に係る契約	キ	5.7.21	ボンブラック　ＡＥＲＯ－１Ａ（　）アダプターの製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
４５	簡易型機雷敷設装置の製造に係る契約	キ	5.7.21	簡易型機雷敷設装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
４６	イタリア国ＢＥＮＥＬＬＩ社製の散弾銃に係る契約	ウ	5.7.31	イタリア国ＢＥＮＥＬＬＩ社製の散弾銃に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権をイタリア国ＢＥＮＥＬＬＩ社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
４７	潜水艦魚雷防御システム発射装置の製造に係る契約	キ	5.7.31	潜水艦魚雷防御システム発射装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
４８	２１．５mm信号拳銃の製造に係る契約	キ	5.8.3	２１．５mm信号拳銃の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
４９	水上艦用機関銃架（遠隔操作型）の製造に係る契約	キ	5.8.3	水上艦用機関銃架（遠隔操作型）の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
５０	銃身部，５．５６mm機関銃ＭＩＮＩＭＩ用の製造に係る契約	ア	5.8.10	銃身部，５．５６mm機関銃ＭＩＮＩＭＩ用の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
５１	１２．７mm重機関銃（ＱＣＢ）用銃身（維持用）の製造に係る契約	ア	5.8.10	１２．７mm重機関銃（ＱＣＢ）用銃身（維持用）の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
５２	水上艦用機関銃架（３形）の製造に係る契約	キ	5.9.5	水上艦用機関銃架（３形）の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先（問合わせ先）
５３	７４式車載７．６２mm機関銃用ピントル・マウント（UH－６０ＪＡ用）の製造に係る契約	エ	5.9.12	７４式車載７．６２mm機関銃用ピントル・マウント（UH－６０ＪＡ用）の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
５４	１２０mm迫撃砲ＲＴ用装填訓練装置	キ	5.10.6	１２０mm迫撃砲ＲＴ用装填訓練装置の製造に必要となる製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
５５	スウェーデン王国ＡｉｍｐｏｉｎｔＡＢ製の照準補助具（２０式５．５６mm小銃用）に係る契約	ウ	5.10.16	スウェーデン王国ＡｉｍｐｏｉｎｔＡＢ製の照準補助具（２０式５．５６mm小銃用）の販売に必要な輸入販売代理権をスウェーデン王国ＡｉｍｐｏｉｎｔＡＢから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
５６	３０mm機関砲の製造に係る契約	ア	5.11.2	３０mm機関砲の製造に必要となる武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
５７	独国 Heckler&Koch 社製の９mm拳銃ＳＦＰ９に係る契約	ウ	6.1.12	独国 Heckler&Koch 社製の９mm拳銃ＳＦＰ９に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

掲載番号	該当する契約	随意契約による理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先(問合わせ先)
５８	独国 Heckler&Koch 社製の７．６２ｍｍ対人狙撃銃Ｇ２８Ｅ２に係る契約	ウ	6.1.22	独国 Heckler&Koch 社製の７．６２ｍｍ対人狙撃銃Ｇ２８Ｅ２に関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 武器調達官付 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35635
５９	独国 Heckler&Koch 社製の９ｍｍ拳銃ＳＦＰ９用特殊工具セットに係る契約	ウ	6.1.29	独国 Heckler&Koch 社製の９ｍｍ拳銃ＳＦＰ９用特殊工具セットに関する製品の販売に必要な輸入販売代理権を独国 Heckler&Koch 社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	